

改正後						改正前					
別表 2						別表 2					
収用証明書の区分一覧表						収用証明書の区分一覧表					
区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考		区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考	
	⑪ 電気事業法 (昭和39年法律第170号)による <u>一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業又は発電事業</u> の用に供する電気工作物のうち水力による発電施設、最大出力10万キロワット以上の汽力若しくは原子力による発電施設、最大出力5,000キロワット以上の内燃力若しくはガスタービンによる発電施設(離島(※1)において設置されるものに限る。)又は送電施設	・ ・	・ ・	・ ・	※1 離島とは、 ・ ・ ・ ・ ・ (1) ・ ・ ・ ・ ・ (2) ・ ・ ・ ・ ・ (3) ・ ・ ・ ・ ・ (4) ・ ・ ・ ・ ・ ※2 電気事業法第2条第1項第8号に規定する <u>一般送配電事業又は同項第10号に規定する送電事業の用に供するために設置される送電施設又は変電施設に限る。</u>		⑪ 電気事業法による <u>電気事業</u> の用に供する電気工作物のうち水力による発電施設、最大出力10万キロワット以上の汽力若しくは原子力による発電施設、 <u>最大出力8,000キロワット以上の風力若しくは最大出力1,000キロワット以上の太陽光による発電施設(電気事業法第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者が設置するものに限る。)</u> 、最大出力5,000キロワット以上の内	・ ・	・ ・	・ ・	※ 離島とは、 ・ ・ ・ ・ ・ (1) ・ ・ ・ ・ ・ (2) ・ ・ ・ ・ ・ (3) ・ ・ ・ ・ ・ (4) ・ ・ ・ ・ ・

改 正 後						改 正 前					
		(※2) 若しくは使用電圧5万ボルト以上の変電施設 (※2) (第17号の一部)						燃力若しくはガスタービンによる発電施設(離島(※)において設置されるものに限る。)、送電施設又は使用電圧5万ボルト以上の変電施設(第17号の一部)			
		(45の2)	当該事業が国土交通大臣の定める一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業に係る基準に該当するこれに準ずる事業である旨の証明(当該証明に記載されているその証明の日が平成31年3月31日以前であるものに限るものとし、代行買収(※4)の場合にあっては、当該代行買収を行う者の名称及			※1 ※2 ※3 ※4			(45の2)	当該事業が国土交通大臣の定める一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業に係る基準に該当するこれに準ずる事業である旨の証明(代行買収(※4)の場合にあっては、当該代行買収を行う者の名称及び所在地の記載があるもの)	※1 ※2 ※3 ※4

改 正 後						改 正 前					
		び所在地の記載 があるもの)									
⑤0						⑤0					
(イ)	都市再開発法第 79条第3項《床面積 が過小となる施設 建築物の一部の処 理》(同法第111条 《特則》の規定によ り読み替えて適用 される場合を含む。)の規定により 施設建築物の一部 等又は建築施設の 部分が与えられな いように定められ た資産					(イ)	都市再開発法第 79条第3項《床面積 が過小となる施設 建築物の一部の処 理》(同法第111条 《特則》の規定によ り読み替えられる 場合を含む。)の規 定により施設建築 物の一部等又は建 築施設の部分が与 えられないように 定められた資産				
(ロ)		(ロ)に掲げる資産 の場合にあって は、措置法令第 22条第11項各号 <u>に掲げる場合の いずれか(都市 再開発法第71条 第1項の申出を した者が同法第 70条の2第1項 の申出をすること ができる場合 には、措置法令 第22条第11項第 1号に掲げる場</u>				(ロ)		(ロ)に掲げる資産 の場合にあって は、措置法令第 22条第11項各号 <u>のいずれかに該 当する旨及び同 項に規定する審 査委員の同意又 は市街地再開発 審査会の議決の あった旨の証明</u>			

改 正 後					改 正 前				
(ハ) 都市再開発法第104条第1項《清算》 （同法第110条の2第6項又は第111条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は第118条の24《清算》 （同法第118条の25の3第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する差額に相当する金額の交付を受けることとなった資産	合に限る。）に該当する旨及び同項に規定する審査委員の同意又は市街地再開発審査会の議決のあった旨の証明				(ハ) 都市再開発法第104条《清算》又は第118条の24《清算》 （同法第118条の25の2第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する差額に相当する金額の交付を受けることとなった資産				
50の2					50の2				
(イ) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第212条第3項（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令第43	(ロ)に掲げる資産の場合にあっては、措置法令第22条第14項各号に掲げる場合のいずれか（密集市街地における防災街区の整備				(イ) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第212条第3項（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令第43	(ロ)に掲げる資産の場合にあっては、措置法令第22条第14項各号のいずれか（密集市街地における防災街区の整備の促進に関す			

改 正 後					改 正 前				
条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により防災施設建築物の一部等又は防災建築施設の部分が与えられないように定められた資産 (四) (ハ) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第248条第1項(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令第43条又は第45条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により同項に規定する差額に相当する金額の交付を受けることとなった資産					る法律第203条第1項の申出をした者が同法第202条第2項各号に掲げる要件の全てを満たす場合には、措置法令第22条第14項第1号に限る。)に該当する旨及び同項に規定する審査委員の同意又は防災街区整備審査会の議決のあった旨の証明				
の促進に関する法律第203条第1項の申出をした者が同法第202条第1項の申出をすることができる場合には、措置法令第22条第14項第1号に掲げる場合に限る。)に該当する旨及び同項に規定する審査委員の同意又は防災街区整備審査会の議決のあった旨の証明					条の規定により読み替えられる場合を含む。)の規定により防災施設建築物の一部等又は防災建築施設の部分が与えられないように定められた資産 (四) (ハ) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第248条第1項の規定により同項に規定する差額に相当する金額の交付を受けることとなった資産				

改正後					改正前				
別表 4					別表 4				
特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表					特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表				
区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考	区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
⑭	(イ)			※	⑭	(イ)			※
(イ) 農業協同組	(ロ)			(1)	(イ) 農業協同組	(ロ)			(1)
合法第11条の				(2)	合法第11条の				(2)
48第1項《宅地					29《宅地等供				
等供給事業実					給事業実施規				
施規程》に規定					程》に規定す				
する宅地等供					る宅地等供給				
給事業のうち					事業のうち同				
同法第10条第					法第10条第5				
5項第3号《事					項第3号《事				
業》に掲げるも					業》に掲げる				
の					もの				
(ロ)					(ロ)				
⑰	(イ)			※1	⑰	(イ)			※1
(イ)	A			※2	(イ)	A			※2
(ロ)	B			※3	(ロ)	B			※3
A	(ロ)			※4	A	(ロ)			※4
B				※5	B				※5
C				※6	C				※6
D				※7	D				※7
E				※8	E				※8
(ハ)					(ハ)				
(ニ)					(ニ)				
(ホ)					(ホ)				
(ヘ) 風俗営業等					(ヘ) 風俗営業等				
の規制及び業					の規制及び業				

改 正 後					改 正 前				
務の適正化等 に関する法律 第2条第1項 第1号又は第 2号に掲げる 営業に係る営 業所（※7） の同法第4条 第2項第1号 に規定する構 造又は設備の 全部が風俗営 業等の規制及 び業務の適正 化等に関する 法律施行規則 の施行（※8） の際同規則第 7条《構造及 び設備の技術 上の基準》に 規定する・・ ・・・					務の適正化等 に関する法律 第2条第1項 第1号から第 3号まで又は 第5号に掲げ る営業に係る 営業所（※7） の同法第4条 第2項第1号 に規定する構 造又は設備の 全部が風俗営 業等の規制及 び業務の適正 化等に関する 法律施行規則 の施行（※8） の際同規則第 8条《構造及 び設備の技術 上の基準》に 規定する・・ ・・・				